

南会津町手話言語及びコミュニケーションに関する条例

障がいのある人も障がいのない人も、地域社会で安心して暮らしたいという思いは町民共通の願いです。その実現のためには、お互いに理解し合うことが必要であり、言語をはじめとしたコミュニケーションの手段は、情報を得て意思疎通を図るうえで大切な役割を担っています。

障がいには、目に見える障がいや目に見えない障がいなど、百人いれば百通りの特性があります。町民一人一人が、それら全ての障がいを理由とする様々な課題を身近な問題として捉え、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた適切な配慮の方法について学び、そして実践していくことが重要です。

その中でも、手話は、手指や体の動き、表情等により視覚的に表現する、音声言語とは異なる文法や体系を持つ言語であり、耳がきこえない人やきこえにくい人が、自分を表現し、自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものです。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、手話は言語として位置づけられましたが、いまだ地域社会において、手話に対する理解や普及は十分に深まっていないのが実情であり、町民の理解を深め、普及させていく必要があります。

また、障がいのある人が、日常生活において意思疎通を円滑に図るために、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を選択して利用することが大切であり、コミュニケーションの手段についての理解を促し利用しやすい環境を整えていく必要があります。

これらを踏まえ、手話が言語であることを普及させるとともに、障がいのある人が必要とするコミュニケーション手段の利用を促進することにより、障がいのある人も障がいのない人も、南会津町に住む誰もが、お互いの人格と個性を尊重し、多様性を認めて支え合い、共に安心して楽しく暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その基本理念に基づいた施策の推進について定めることにより、障がいの有無に関わらず、全ての町民がお互いに人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、指点字、音訳、平易な表現、図、身振り手振り、情報通信機器等の障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段をいう。
- (4) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 町内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 合理的な配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 障がいの有無にかかわらず、町民誰もが互いに理解し、その人格と個性を尊重しなければならない。

2 手話への理解の促進は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活及び社会生活を営む者が大切に受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

3 コミュニケーション手段の普及は、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られる事を基本に行われるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることの理解の促進及び障がいのある人のコミュニケーション手段の普及に関する施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力するよう努めるとともに、障がいのある人がコミュニケーション手段を利用するための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解と促進に関する施策
- (2) 障がい及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と普及に関する施策
- (3) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の選択の機会確保に関する施策
- (4) 情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の利用支援に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(財政上の措置)

第8条 町は、前条各号に規定する施策を推進するため、必要な限度において財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。